

第1章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象
4. 計画の構成
5. 前計画の総括

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

私たちの住む塩竈市は、港町として仙台平野を背後に充実した都市機能を備えたコンパクトな規模のまちです。丘陵と入り江の織りなす変化に富んだ風景に恵まれており、海に面しているため比較的温暖な気候で、交通の便のよい住みやすいまちでもあります。

古くは国府多賀城の国府津として、藩政時代には鹽竈神社の門前町や漁港として発展し、明治以降は東北本線が開通、近代東北の玄関口としての役割を果たすとともに、水産・港湾都市としての地位を築いてきました。さらに、仙台都市圏の人口集積が進むなか、交通の利便性のよさ、うるおいある居住性のよさなどから、いち早く丘陵地の宅地開発などが進み、市街地が形成されて都市機能が整備されてきました。

本市は、長い歴史と風光明媚な景観を誇り、多彩な食文化とウォーターフロントの魅力にあふれ、コンパクトで利便性に富んだ、住みやすいまちとして歩みつづけており、今後とも未来に向けて歩いていくことになります。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国史上において未曾有の被害をもたらしました。本市においても被害は市内全域に及んでおり、中でも特に津波被害の大きかった浦戸地区や沿岸地区においては、多くの尊い命が失われ、自然環境や生活環境も一変する事態に陥りました。

現在は、「長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように」を理念として、全ての人が一丸となって、復興に取り組んでおり、着実に前に進んでいるところです。

このように、震災以前よりもさらに住みやすいまちづくりを進める上で、環境基本計画は大きな役割を果たすことになります。復興の過程の中で環境に目を向けた取り組みを行うことは、住みやすいまちづくりにつながるものであり、環境基本計画はその道標となるものです。

一方、現在、私たちの住むこの地球では、地球温暖化^{*}や生物多様性^{*}の低下、生態系^{*}の破壊など、様々な環境問題が深刻となっています。こうした環境問題に対応するためには、自分の周囲の身近な環境への取り組みを行うだけでなく、より広域的に、地球規模の視点で環境問題を捉え、取り組みを進めなければなりません。この取り組みこそが、地球を守り、美しい地球環境を次世代につなぐことができるようになります。

平成14年10月に「塩竈市環境基本計画」を策定してから約10年が経過し、様々な取り組み等により一定の効果を挙げてきました。こうした中、世界では、気候変動枠組条約締約国会議^{*}(COP8～18)において毎年、地球温暖化問題に対する議論がなされています。

このような情勢を踏まえ、新たな環境基本計画を基に塩竈市に住み、働く全ての人々が手を携え、協働[※]で様々な環境問題に立ち向かうことが必要です。

港町としての長い歴史を歩んできた塩竈市において、海、山、島などの豊かな自然環境と共生[※]しながら、未来に向かって新たな環境を創出するための指針となるものが、環境基本計画です。

震災という未曾有の被害から立ち上り、復興を目指す塩竈市は、先人たちが残してくれた長い歴史を受け継ぎ、未来に向けてさらに力強く歩んでいかなければなりません。この歩みの中で、新たな環境は、様々な取り組みにより、次世代に受け継がれることによって創造されます。環境基本計画は、住みやすい、住み続けたいまちづくりを目指す復興を支えていくものです。

※地球温暖化／二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇することをいう。温室効果ガスの濃度が現在のまま増加した場合、100年後には現在に比べ平均気温が約2℃程度上昇し、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

※生物多様性／森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれの生きものが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っている状態のこと。

※生態系／自然界のある地域に住むすべての生物群集とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たもの。

※気候変動枠組条約締結会議（COP）／1992年に採択された大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995年から毎年開催されている会議。

※協働／協力して働くこと。市民と行政、事業者などが相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うという意味で用いている。

※共生／広く人間と自然が好ましい関係を維持しながら共存する状態をいい、自然環境を守りながら、自然とともに生活すること。

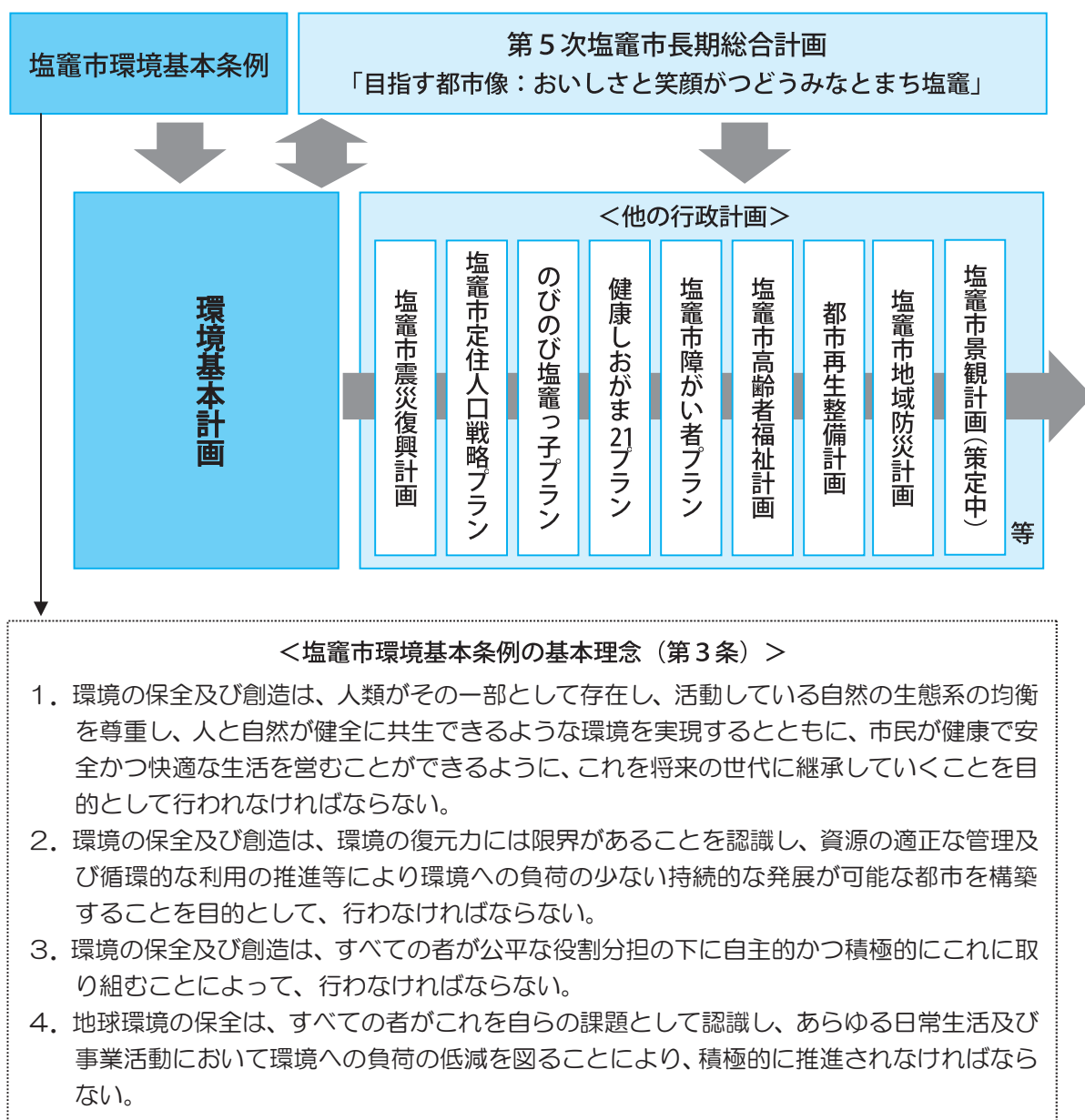
2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠と役割

本計画は、塩竈市環境基本条例の理念の実現を目指して、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画で、塩竈市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第5次塩竈市長期総合計画※」をはじめとする他の行政計画を環境の側面から効果的に推進する役割を果たすとともに、市民・事業者・行政が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。

[環境基本計画の位置付け]



※長期総合計画／まちづくりや行政運営の指針として、基本的な考え方や施策の方向性を定めたものであり、市が策定する各種個別計画の上位計画にあたる。

(2) 前計画（第1次塩竈市環境基本計画）

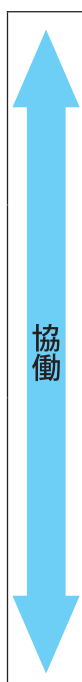
前計画は、平成14年度（2002年度）から平成24年度（2012年度）までの期間を対象として計画されており、3つの環境像と9つの基本目標の実現を目指した取り組みを進めてきました。また、11のリーディングプロジェクト（重点施策）を掲げ、実行に移してきました。なお、震災等の対応により、平成25・26年度は計画期間を延長して対応してきました。

本計画は、前計画を引き継ぐものとして、前計画での取り組みや現在の環境の状況を踏まえ、新たな課題に対応するために策定するものです。

(3) 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる塩竈市環境基本条例では、市民・事業者・市のすべての協働により、環境への負荷*が少ない持続的な発展*が可能となる都市を目指すとしています。本計画でも、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。

〔市民・事業者・市の主な役割〕

	① 市民の役割 ○ 日常生活における環境への負荷を低減させます。 ○ 環境の保全及び創造に向けて積極的に行動します。 ○ 市の環境施策へ積極的に参加・協力します。
	② 事業者の役割 ○ 事業活動に伴う公害*防止と自然環境を適正に保全します。 ○ 事業活動における環境への負荷の低減とそのための情報を提供します。 ○ 市の環境施策へ積極的に参加・協力します。
	③ 市の役割 ○ 総合的かつ計画的な環境施策を実施します。 ○ 率先して環境への負荷の低減に取り組みます。 ○ 市民と事業者の取り組みを支援します。 ○ 市民と事業者と効果的に連携します。 ○ 国や他の地方自治体と広域的な連携、国際協力に努めます。

※環境への負荷／環境汚染をはじめとした、地球環境へ及ぼすマイナスの影響のこと。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

※持続的な発展／環境への負荷を軽減し、環境を構成するシステムを健全に維持することで、将来にわたって社会システムの発展と維持を目指すこと。

※公害／環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

3 計画の対象

(1) 期 間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの中長期的な目標が達成されるよう10年間とし、目標年次を平成36年度（2024年度）とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取り組みが計画・実施されるよう、方針によっては長期のビジョンを掲げ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の目標年次：平成36年度（2024年度）

(2) 地 域

本計画の対象とする地域は、市民・事業者の生活や生産の場であるとともに、多種多様な動植物の生息・生育の場でもある市全域とします。

また、方針や目標に応じて、松島湾海域、隣接する市町村の環境や社会全体、地球全体の環境に対する配慮についても掲げるものとします。

対象とする地域：市全域

(3) 環境の範囲

本計画の対象とする範囲は、条例第7条に規定されている基本方針を踏まえ、生活環境、自然環境、都市・快適環境、地球環境とし、加えてこれらに関連して行われる環境保全活動や環境教育*など、市民・事業者の協働や参画に関するものとします。

[計画の対象範囲]

対象区分	具体的な対象
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下*、土壌汚染） 廃棄物（一般廃棄物*、産業廃棄物*） 有害化学物質* 放射性物質*
自然環境	海、干潟、森林、河川、湖沼、ため池、湿地 動植物、生態系 農地、里山、身近な自然環境 自然景観
都市・快適環境	都市基盤（上・下水道、道路、公共交通） 快適空間（景観、公園、緑地、公共空間） 歴史・文化（歴史文化財、天然記念物、地場産業、文化施設）
地球環境	地球温暖化 資源・エネルギー（鉱物資源、未利用資源、新エネルギー*）

協働と参画

市民参加
環境教育*

コミュニティ形成
環境情報

※地盤沈下／地下水・天然ガスの採取、もしくは自然的な原因などにより、地表面が沈下する現象のこと。

※一般廃棄物／家庭から生じた可燃ごみなどの廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど）をいう。

※産業廃棄物／事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類をさす。

※有害化学物質／人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。

※放射性物質／放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のこと。原子炉の核燃料や医療分野の放射線療法などに利用される。また、核爆発や原子力発電所の事故などで放出された場合、外部被曝や内部被曝により人体に悪影響を与えるおそれがある。

※新エネルギー／太陽熱・光・風力・波力などの自然エネルギー、オイルサンド、石炭液化・ガス化などの合成燃料、水素エネルギーなどの総称。世界レベルで資源の枯渇や地球温暖化が問題になる中、石油や原子力に変わる代替エネルギーとして期待されている。

※環境教育／人間と環境の関わりを取り上げ、環境の重要性を理解・認識し、環境への負荷の少ない行動を取る必要があるという考え方を学校、家庭、職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。

4 計画の構成

本計画は、以下の内容で構成しています。

第1章 計画の基本的事項

- ・計画策定の背景
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象
- ・計画の構成
- ・前計画の総括

※計画策定の背景を踏まえて、計画の基本的考え方と方向性、位置づけ、対象などの基本的な事項を示します。

第2章 環境の現況と課題

- ・現況
- ・市民・事業者の意識
- ・課題

※本市の環境の現況や市民・事業者アンケート結果から、環境分野ごとの課題を示します。

第3章 目指すべき環境のすがた

- ・目指すべき環境像
- ・計画の体系

※環境の現況と課題を踏まえて、本市の環境のあり方として目指すべき環境像を示します。また、計画の体系を一覧表で示します。

第4章 基本目標と施策の展開

- ・基本目標
- ・施策の基本的方向
- ・施策の展開
- ・環境指標

※本市の持つ課題を解決し、環境像を実現するための基本目標と施策の基本的方向・展開について示します。

第5章 リーディングプロジェクト

- ・概要・仕組み
- ・達成目標
- ・スケジュール
- ・市民・事業者との協働

※基本目標に沿った施策を総合的に組み合わせ、市民・事業者・行政が協働して取り組むことにより、計画全体の象徴や推進力となることが期待される取り組みを11のプロジェクトとして示します。

第6章 環境行動指針（市民・事業者の取組）

- ・環境配慮のための行動指針
- ・環境配慮のための重点行動指針
- ・土地利用における環境配慮指針

※市民・事業者に主体的な取り組みを呼びかけるために、環境行動指針を示します。

第7章 計画の推進体制

- ・計画の推進組織
- ・計画の運行管理と見直し

※環境像を実現するための進行管理のあり方と市民・事業者の参画を含めた推進体制について示します。

5 前計画の総括

前計画の総括として、管理指標の達成度等で評価します。

□ 前計画（当初）の管理指標一覧

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価
(1) 生活のなぐまちをつくる、身近に海を感じる	「水辺のいい場所ランキング」を実施し、「いい場所」を最初の認定箇所数の2倍以上に増やすことを目標とします。	水辺のいい場所ランキング認定数	未認定	2倍以上	未認定/—
	マリゲート塩釜の総利用者数、年間150万人を目標とします。また、そのうち船舶利用以外の利用者割合を50%以上を目標とします。	マリゲート塩釜の総利用者数	130万人	150万人維持	119万人/△(H24)
		船舶利用以外の利用者割合	44.6%	50%以上	調査未実施/—
	市民アンケート調査での海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を50%に引き上げることを目標とします。	海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率	41.8%	60%以上	28.3%/—(H24)
(2) 自然を守り、まちの緑を育てる	1人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大し、市内幹線道路の街路樹整備率を26%以上にします。	1人あたりの都市公園等面積	8.0㎡	20㎡	17.4㎡/○(H24)
		街路樹整備率	18.3%	26%以上	18.3%/—(H23)
	8箇所以上の公園を再整備します	公園の再整備	0箇所	8箇所	0箇所/—(H24)
	生活排水処理率を99%以上に引き上げることを目標とします。	生活排水処理率	87%	99%以上	99%/◎(H24)
	市民アンケート調査での「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率を85%に引き上げることを目標とします。	「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率	81%	85%以上	73.4%/○(H24)
(3) 自然や伝統的な景観を守り、活用する	鹽竈神社周辺の歴史的地区環境整備街路事業の整備延長を4.2km以上にします。	歴史的地区環境整備街路事業の整備延長	0.1km	4.2km	0.25km/—(H23)
	文化財・史跡サインの設置数を40箇所以上にします。	文化財・史跡サインの設置数	12箇所	40箇所	91箇所/◎(H23)
	市民アンケート調査での「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率を60%に引き上げることを目標とします。	「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率	44.6%	60%以上	41.3%/△(H24)

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価
(4) 地域循環型の都市をつくる	リサイクル率を30%以上に引き上げることを目標とします。	リサイクル率	16.5%	30%以上	19.5%/△(H24)
	1人1日あたりの家庭ごみ排出量を22.4%以上削減(667g以下に)することを目標とします。	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	860g	667g以下(H22)	727g/○(H24)
	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を22.4%以上削減(333g以下に)することを目標とします。	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量	429g	333g以下(H22)	427g/△(H24)
	市内の電力消費量を平成7年度レベル(現況より6%減少)にすることを目標とします。	市内の電力消費量	286,675千kwh	269,000千kwh	258,428千kwh/◎(H24)
	市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	水を出しっぱなしにしないの回答率	81.6%	各項目とも 現況以上	85.4%/◎(H24)
		節水を心がけているの回答率	77.3%		77.2%/○(H24)
		ごみの分別、再利用に取り組んでいるの回答率	88.6%		91.0%/◎(H24)
		生ごみを堆肥化しているの回答率	22.7%		16.2%/△(H24)
		クリーンエネルギーを利用しているの回答率	7.8%		8.4%/◎(H24)
		冷暖房の設定温度を調節しているの回答率	74.3%		82.9%/◎(H24)
		節電を心がけているの回答率	88.1%		91.4%/◎(H24)
		過剰包装をさせないの回答率	52.9%		93.0%/◎(H24)
		ものを大切に使用しているの回答率	80.8%		81.0%/◎(H24)

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初 (H13)	当初の目標値 (H24)	現況/評価
(5) 環境負荷の少ないまちの基盤をつくる	市内循環バスの利用者数を30万人以上に増加することを目標とします。	市内循環バスの利用者数	154,656人 (H12)	30万人以上	367,824人/◎ (H24)
	下水道普及率（計画区域内）を100%にします。	公共下水道普及率	95.7%	100%	99.0%/○ (H24)
	市民アンケートでの「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率を70%以上に引き上げることが目標とします。	「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率	62.3%	70%以上	63.1%/○ (H25)
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	二酸化窒素の環境基準ゾーン下限値の0.04ppm以下を達成・維持します。	二酸化窒素（一日平均値の年間98%値）	0.032ppm (H12)	0.04ppm以下	0.035ppm/◎ (H24)
	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。	二酸化硫黄に係る環境基準の達成度（一日平均値の2%除外値）	0.009ppm (H11)	環境基準を達成・維持	—/—
	騒音に係る環境基準を達成・維持します。	騒音に係る環境基準の達成度			
		自動車騒音 昼間	5地点中 1地点		3地点中 0地点/— (H24)
		夜間	5地点中 0地点		
		環境騒音※ 昼間	3地点中 3地点	環境基準を達成・維持	
		夜間	3地点中 3地点 (H12)		1地点中 1地点/◎ (H24)
		※環境騒音／特定の音を対象とせずに測定される騒音のこと。（自動車騒音を測定する際のその他の雑音のこと）			

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	市内の河川の調査地点におけるBODの年平均値の平均を3.0mg/l以下とするよう努めます。	市内の河川の調査地点における水質(BOD)の年平均値の平均	4.3mg/l (H12 6地点調査平均)	3.0mg/l	2.48 mg/l /◎ (H24 6地点調査平均)
	市内の海域の調査地点における水質の環境基準を達成・維持し、更に上位の環境基準の達成に努めます。	市内の海域の調査地点における水質(COD)の環境基準の達成度	(H12)	環境基準を達成・維持 上位の環境基準の達成	(H24)
		A類型(桂島)	2.2mg/l		2.6mg/l /△ (H24)
		B類型(西浜)	2.1mg/l		2.2mg/l /◎ (H24)
		C類型(港橋)	3.1mg/l		3.4mg/l /◎ (H24)
	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数をなくします。	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数	36件	0件	1件/○ (H24)
(7) 環境について知る・学ぶ機会をふやす	市民環境講座の参加率を60%以上とすることを目標とします。	市民環境講座の参加率※ ※参加定員に対する参加者数の割合	50%	60%以上	—/—
	こどもエコクラブ加入グループ数を小学校区ごとに1つ以上を目標とします。	小学校区ごとのこどもエコクラブ加入団体数	市内全地区で1グループ	1グループ	11団体/◎ (H21)
	環境情報センターを平成16年までに整備します。	環境情報センターの整備	—	H16	—/—
(8) 市民活動・事業者の環境に関する支援・育成する	環境活動団体の登録数、20団体以上を目標とします。	環境活動団体の登録数	2団体	20団体以上	—/—
	環境活動のリーダー・指導員数を小学校区ごとに3人以上養成します。	小学校区ごとの環境活動のリーダー・指導員数	—	3人以上	—/—
	市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を60%に引き上げることを目標とします。	環境に関する活動への市民参加率	45.8%	60%以上	29.8%/— (H24)

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 —50%未満

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況/評価
(9) 環境に配慮したくらし方をすすめる	仮称) 環境率先実行計画を平成16年までに策定し、3ヵ年ごとに見直ししながら推進します。	環境率先実行計画の管理	未策定	平成16年策定3ヵ年ごとの見直し	策定済み/◎
	仮称) 環境優良企業の認証割合を市内の小売店の50%以上とすることを目標とします。	環境優良企業の認証割合	未認証	50%以上	—/—
	仮称) 美化推進地区数を毎年4地区ずつ増加していきます。	美化推進地区数	未指定	毎年4地区ずつ増加	—/—
	環境配慮行動の実施状況をアンケート等で調査し、市民の環境配慮のための重点行動指針の実施率を初回調査時から10%以上引き上げることを目標とします。	市民の環境配慮のための重点行動指針の項目の実施率	未調査	初回調査時から10%以上引き上げる	—/—
		「環境に関する行事や市民活動に参加や協力をしている」の回答率 【重点行動指針】環境保全活動等への参加・協力・実践に努める。	45.8%	初回調査時から10%以上引き上げる	29.8% /— (H24)